

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第101回

#### 外商投資企業の解散清算（3）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

2008年1月15日に「外商投資企業清算弁法」が廃止されたことを受け、外商投資企業の解散清算に関する事項を明確にするため、幾つかの関連規定が出され、新しい制度である会社解散訴訟制度に関する規定についても外商投資企業に適用されることが明らかにされた。本稿では、その会社解散訴訟制度の詳細について検討する。

#### 1 会社解散訴訟制度の外商投資企業への適用

Q1 外商投資企業がデッドロックの状態に陥ったときに、会社解散訴訟制度を利用して、株主が人民法院に対して外商投資企業の解散を請求できるのでしょうか。また、利用できるとすれば、仮に人民法院が解散を認めた場合、さらに審査許可機関の解散許可を得る必要があるのでしょうか。

A1 外商投資企業であっても、株主は会社解散訴訟制度を利用して人民法院に対して外商投資企業の解散を請求できます。また、会社解散訴訟において人民法院が解散を認めた場合、直接清算手続に入りますので、審査許可機関の許可を得る必要はありません。

##### （1）会社解散訴訟制度の意義

2005年に改正され、2006年1月1日に施行されて新しくなった「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）は、会社の解散事由の中に、「人民法院が『会社法』第183条の規定に基づき解散する場合」（「会社法」第181条第5号）という事由を加えた。

この「会社法」第183条は、会社解散訴訟制度を規定しているが、同制度は、いわゆる会社のデッドロック状態（株主間または会社の高級管理職間で深刻な利益衝突及び矛盾が生じ、株主会、董事会または監事会等を通じても正常な会社の意思決定ができず、会社の経営が完全に麻痺した状態）が生じたが、その他の手段を尽くしても当該状態を解消することができない場合に、一定の要件を満たした株主の請求により、司法を通じて会社自体を解散してしまうという

制度である。

#### (2) 会社解散訴訟制度の外商投資企業への適用

当該制度は、新しい「会社法」において初めて採用され、経営者間で対立の生じることが珍しくない中国において適用されるケースも増えてきていたが、当該制度が中国の内資企業だけではなく、外商投資企業にも適用されるのかどうかについては明らかではなかった。

この点について、2008年5月5日に商務部弁公庁が公布した「外商投資企業の解散及び清算業務を法に基づき適切に行うことに関する指導意見」は、「外商投資企業の一部の株主が『会社法』第183条の規定に基づいて会社の解散を請求する場合、管轄権のある人民法院に直接提起すべきである」(第3条)と規定し、外商投資企業にも会社解散訴訟制度の規定が適用されることを明確にした。

#### (3) 会社解散訴訟と審査許可機関の解散許可

一方で、外商投資企業の解散においては、審査許可機関の解散許可を得ることが原則であるため(「中外合弁経営企業法实施条例」第90条第2項、「中外合作経営企業法実施細則」第48条第2項、「外資企業法実施細則」第72条第2項)、会社解散訴訟において人民法院が会社の解散を認めた場合に、さらに審査許可機関の許可を得る必要もあるかどうかの問題となっていた。

この点について、2008年10月20日に国家工商行政管理総局及び商務部が連名で公布した「外商投資企業の解散抹消登記管理に関連する問題の通知」は、その第2条第1号において、「外商投資企業が司法により解散された場合、直接清算手続に入り、審査許可機関の許可を経る必要はない」と明確に規定した。

#### (4) 会社解散訴訟制度の詳細に関する人民法院の規定

また、「会社法」の規定だけでは会社解散訴訟制度の具体的な内容が明確ではなかったため、その判断が各人民法院の裁量によることも多く、統一性を欠いていると指摘されていた。

そこで、最高人民法院は、「『会社法』の適用に関する若干問題の規定(二)」(2008年5月12日公布、同年5月19日施行。以下「人民法院規定」という)において、訴えの実体的要件、当事者適格、判決の効力、管轄法院等について詳細に定めたため、制度の詳細がある程度明確にされたと言える。

## 2 会社解散訴訟の要件

Q2 外商独資企業X社は、日本企業A社及び台湾企業B社が50%ずつ出資してい

る会社ですが、2年前よりA社及びB社間に対立が生じ、株主会も開催されず、会社の経営管理は行き詰った状態にあります。当該状態を打開するため、A社は自己の持分を第三者に譲渡しようともしましたが、B社との対立が深刻なため買い手を見つけることができませんでした。そこで、A社は、X社を解散することを提案しましたがB社が応じないため、人民法院にX社を解散するよう求めて訴訟を提起しました。A社の主張は人民法院に認められるでしょうか。

A2 A社の主張が認められるためには、①会社にデッドロック状態が生じており、②その他の方法によっても解決できず、③A社がX社の全議決権の10%以上を保有している必要があります。この点、X社では2年前よりA社及びB社間に対立が生じ、株主会も開催されず、会社の経営管理が行き詰った状態であるため、デッドロック状態である可能性が高いと言えます(①)。また、A社は持分譲渡等他の解決手段も講じていますが解決には至らず、訴訟提起以外の方法で解決できない可能性も高いと言えます(②)。そして、A社はX社に50%を出資する株主であるため(③)、人民法院が①及び②の要件も充たすと判断した場合は、A社のX社を解散する旨の主張は人民法院に認められるものと思われます。

「会社法」第183条は、株主が、人民法院に対して、会社解散訴訟を提起するための要件として、以下の3つを挙げている。

- ① 会社の経営管理に著しい困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあること（デッドロック状態の発生）
- ② その他の方法によっても①の状態を解決できないこと（補充性）
- ③ 解散を請求する株主が当該会社の全株主の議決権の10パーセント以上を保有すること（原告適格）

以下では、各要件の詳細及び問題点等について検討する。

#### （1）①（デッドロック状態の発生）の要件について

「会社法」第183条は、「会社の経営管理に著しい困難が生じること」を会社解散請求の要件としているが、その内容が明確ではないため、これまでは、各人民法院が、株主間の信頼関係が破綻しているか否か等の人的要素を重視して裁量的に判断する傾向が強かった。

この点について、「人民法院規定」は、以下のように、会社のデッドロック状態を表す客観的な事実を【積極的要件】として規定したため、本要件はデッドロック状態の発生を要求しているものであることが示されたと言える。

もっとも、【積極的要件】④のように、包括的な規定も置かれているため、人民法院の裁量的な判断の余地は依然として残されている。

### 【積極的要件】

以下の何れかの事由を理由として、会社解散の訴えを提起し、他の要件も充たす場合、人民法院はこれを受理しなければならない（「人民法院規定」第1条第1項）。

- ① 会社が2年以上継続して株主会または株主総会を開催できず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合
- ② 株主の議決時に法定または会社定款が規定する比率に達することができず、2年以上継続して有効な株主会または株主総会の決議を行うことができず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合
- ③ 会社の董事が長期にわたって対立し、且つ株主会または株主総会を経ても解決できず、会社の経営管理に重大な困難が生じた場合
- ④ 経営管理に他の重大な困難が生じ、会社を引き続き存続させることが株主の利益に重大な損失をもたらす状況の場合

上記の【積極的要件】は、「株主会または株主総会」の存在を前提としているが、中外合弁企業及び中外合作企業の場合、これらが無く、代わりに各株主が任命・派遣した董事から成る董事会により会社の意思決定が行われるため（「中外合弁経営企業法实施条例」第30条及び「中外合作経営企業法实施细则」第24条）、その対立状態も董事会における董事間の対立として現れることが多い（外資合弁の独資企業の場合「株主会」の設置が必要なことは、本連載第75回「中国会社法の改正が外商投資企業に与える影響（3）」を参照）。

そのため、中外合弁企業及び中外合作企業については、会社のデッドロック状態を、董事会における董事間の対立として把握する方が正確であり、今後の運用もそのように行われる可能性が高いものと思われる。

一方で、「人民法院規定」は、以下のような【消極的要件】についても規定し、会社のデッドロック状態と無関係な事由を理由とする会社解散の訴えを排除している。

### 【消極的要件】

以下の事由を理由として、会社解散の訴えを提起した場合、人民法院はこれを受理しない（「人民法院規定」第1条第2項）。

- ① 株主が、知る権利、利益配当請求権等の權益が損害を受けた場合
- ② 会社に欠損が生じ全債務の弁済に財産が不足する場合
- ③ 会社が企業法人営業許可を取り消されたのに清算を行っていない場合

## (2) ② (補充性) の要件について

会社解散請求は、司法により会社自体を消滅させてしまう効果を生じるものであるためその影響は大きく、また、対立する株主が一方の株主の利益を顧みずに請求するものであるためその濫用を誘発し易い。

そのため、会社解散請求の行使は可能な限り慎重であるべきであり、デッドロック状態が明確で、「その他の方法によっても解決できない」場合に、最終的な解決手段として利用されるべきである(補充性)。

従って、会社の解散を希望する株主は、いきなり会社解散訴訟を提起するのではなく、まず、自らが任命・派遣した董事を通じて会社の解散について董事会(中外合弁・合作企業の場合)または株主会(外資合弁の独資企業の場合)に会社の解散を提案し(「会社法」第47条)、その決議(中外合弁・合作企業の場合は全会一致決議、外資合弁の独資企業の場合は3分の2以上の決議)を促すことから始めるべきである(「中外合弁経営企業法実施条例」第33条第1項第2号、「中外合作経営企業法実施細則」第29条第3号、「会社法」第38条第1項第9号)。

また、董事会が董事の提案を無視して董事会を招集しない場合、自らが任命した監事を通じて董事会を招集するか、監事の任命権限がない場合は、「連続90日以上に渡り単独または合計で会社の10%以上の持分を保有している」ことを条件に、株主自らが、董事会または株主会を招集することも可能と思われる(「会社法」第102条第2項)。

その他にも、一方の株主の持分を第三者または他の株主に譲渡することを株主間で協議し(「会社法」第72条)、また、利益配当等一定の事由を巡って紛争が生じている場合は持分買取請求訴訟を提起し(「会社法」第75条)、さらには、会社の財務管理等を巡って紛争が生じている場合は帳簿閲覧請求訴訟を提起する(「会社法」第34条)等の方法を通じて会社のデッドロック状態を解決することも考えられるが、これらの解決方法の有効性についてはデッドロック状態の内容に応じて異なってくるため、補充性の要件については個別の案件毎に判断する必要があるものと思われる。

なお、「人民法院規定」も会社解散訴訟に対しては慎重な姿勢を採っており、「人民法院が会社解散の訴訟案件を審理するときは、調停を重視しなければならない。当事者が、協議により会社若しくは株主が持分を買い取り、または減資等の方法で会社を存続させることを合意し、且つ法律、行政法規の強行規定に違反しない場合は、人民法院はこれを支持しなければならない」(「人民法院規定」第5条第1項)として、訴訟審理中も、調停・協議等の手段が採れる場

合には、その方法を優先して採用することを求めている。

また、上記の調停・協議の結果として会社が原告の持分を買い取る場合、「会社は調停書の発効の日から6ヶ月以内に持分を譲渡し、または消却しなければならない」（「人民法院規定」第5条第2項）と規定しているが、これは、会社の自己株式の取得を原則として禁止し、一定の例外の場合も早期の処分を求める「会社法」の規定に合致させたものと言える（「会社法」第143条第1項第4号及び第2項）。

さらに、会社による「持分の譲渡または消却の前に、原告は、会社がその持分を買い取ることを理由に会社債権者に対抗してはならない」として対抗力を否定し、会社債権者の利益を保護している。

一方で、「当事者が協議の上会社の存続について合意できない場合、人民法院は速やかに判決しなければならない」と規定し、協議が整わない場合は人民法院による迅速な解決を求めている。

### （3）③（原告適格）の要件について

本要件は、会社解散訴訟の原告適格に一定の下限を設定し、少数株主による解散請求権の濫用を防止しようとするものであるが、「会社法」第183条の規定だけでは、基準として不明な点も少なくない。

まず、当該「10%以上」の要件について、解散を請求する株主が各々「単独で」充たす必要があるのか、または、他の解散を請求する株主と「合計で」充たしていれば足りるのか不明であったが、この点について、「人民法院規定」第1条第1項は「単独または合計で全議決権の10%以上を保有する株主」と明確に規定した。

一方で、「連続90日以上に渡り」保有している（「会社法」第102条第2項等参照）等の保有期間の制限があるのかどうか、訴訟提起の時点だけではなく訴訟係属中は保有し続けなければならないのかといった点は明らかにされておらず、今後の運用を注視しておく必要がある。

また、本要件は、「出資比率の10%」ではなく、「議決権の10%」を求めている。議決権は、「出資比率」に基づいて決定されるのが一般的であるが、会社の定款が別途規定している場合は当該規定に基づいて決定されることになる（「会社法」第43条）。

もっとも、中外合弁企業及び中外合作企業の場合、会社の重要な意思決定は董事会によってなされ、その議決権も、各株主が任命・派遣した董事の数によって決定されるのが通常であるため、これらの場合、「議決権の10%」という基準も「董事の数」によって決定される可能性もあり、今後の運用を注視しておく必要がある。